

令和元年第 11 回佐伯市教育委員会会議録

- 1 日 時 令和元年 11 月 22 日 (金)
開会 15 時 5 分 閉会 16 時 42 分
- 2 場 所 佐伯市教育委員会 教育委員会室
- 3 出席者の氏名
教育長 土崎 谷夫
委 員 桑門 超 委 員 岩佐 礼子
委 員 米倉 ゆかり 委 員 平井 國政
- 4 事務局
教育部長 狩生 浩司
教育総務課長 (以下、「教総課長」という。) 吉村 岩雄
学校教育課長 (以下、「学教課長」という。) 高野 徹
社会教育課長 (以下、「社教課長」という。) 淡居 宗則
体育保健課長 (以下、「体保課長」という。) 榎 英樹
本日の書記 総括主幹 御手洗 薫 副主幹 團塚 竜二
- 5 付議した議案 2 件
6 報告事項等 2 件
7 その他 0 件
8 傍聴人 0 名

開 会

教育長 ただいまから令和元年第 11 回佐伯市教育委員会を開会します。

事務局 (出席委員の確認)

前回会議録の承認

教育長 前回の第 10 回佐伯市教育委員会の会議録の承認を米倉委員お願いいたします。
(会議録に署名)

教育長の報告

- ・ 10/30 ビブリオバトル佐伯地区予選
- ・ 10/31 第 2 回大分県市町村教育長会議
- ・ 11/3 佐伯市教育委員会表彰
- ・ 11/6～ 管外教員訪問
- ・ 11/7 第 1 回佐伯市歴史環境保存審議会
- ・ 11/8 大分県総合文化祭佐伯大会
- ・ 11/9 佐伯市社会教育振興大会

- ・ 11/13 大分県と佐伯市との政策協議会
- ・ 11/14 プレ創生祭
- ・ 11/16 城山清掃ボランティア
- ・ 11/17 上浦食育フェア
- ・ 11/19 租税教育研究大会（直川）
- ・ 11/20 人権フィールドワーク（杵築市）
- ・ 11/21 災害対策本部設置運営訓練

議 案

【議 事】

議案第 37 号 令和元年第 4 回佐伯市議会定例会議案に対する教育委員会の意見について

- ・ 令和元年度一般会計補正予算（第 3 号）
- ・ 佐伯市蒲江集会所条例の一部改正について
- ・ 佐伯市学校給食センター条例の一部改正について
- ・ 深島集会所の指定管理者の指定の期間の変更について
- ・ 損害賠償事件の和解について

教育長 それでは議事に入りたいと思います。議案第 37 号令和元年第 4 回佐伯市議会定例会議案に対する教育委員会の意見について、担当から説明をお願いします。

社教課長 資料の 2 ページをご覧ください。佐伯市蒲江集会所条例の一部改正について、11 月 1 日付けで蒲江浦深島区長名で、市長宛に佐伯市地区集会所類無償譲渡要望書が提出されました。地区が集会所を改修し、集会所として使用しながら宿泊（民泊）施設として活用したいということで無償譲渡の申し入れがありました。そのことにより本条例から深島集会所を削除するという内容であります。集会所の改修につきましては、管財課所管の補助金を活用する予定です。説明は以上です。

教育長 資料 9 ページに要望書がありますが、時期は来年の 4 月で、使用の用途は地区集会所及び宿泊施設となっております。資料 10 ページをご覧ください。これまでの経緯の中で、「地区としても、島を訪れる観光客向けの宿泊施設として活用する」としており、これが無償譲渡要望の理由であります。

教育長 ご意見、ご質問はありませんか。

岩佐委員 資料 9 ページの要望書ですが「地区集会所類」となっているがそのような呼び方をするのでですか。

社教課長 様式上、集会所だけではなく、付随する施設等も含めるということですが、「類」が具体的にどの部分まで含むかは確認したいと思います。

教育長 深島集会所及び深島老人憩の家の両施設の無償譲渡を受けるということなので、集会所だけではないという意味の類ということだと思います。

桑門委員 改修費用は補助金で対応するということですが、今後も改修が必要になる都度、補助金で賄ってもらえるんですか。

社教課長 無償譲渡時に1回だけです。

桑門委員 建物がある土地は佐伯市の土地ですか。

社教課長 市の土地だと思いますが、地区集会所なので地区の土地に建てている可能性もあります。

教育部長 集会所の改修費用は、管財課の地区集会所類無償譲渡促進事業費補助金で、深島老人憩の家は地域振興課の補助金でと別枠になっているのは、集会所は市町村合併の前からたくさんある中で、集会所を地区のために使うのであれば、この補助制度を利用し譲渡されることを決断してくださいという、譲渡の促進のために期限を設けています。

米倉委員 集会所と公民館は別になりますか。

社教課長 地区公民館は校区に1つで地域の基幹となる館です。公民館には分館もあります。地区公民館には常駐の職員がいますが分館にはいません。集会所につきましては、社会教育課で所管しているのは蒲江地区にある集会所です。蒲江地区には蒲江地区公民館、それ以外に5つの公民館、その下に集会所があります。集会所は区の単位で設置されているという解釈が良いと思います。

教育長 その他ご意見、ご質問はありませんか。

全委員 なし

教育長 それでは、次の佐伯市学校給食センター条例の一部改正に進みます。担当から説明をお願いします。

体保課長 佐伯市学校給食センター条例の一部改正について、現在、建設中の新センターの設置についての改正であります。条例の施行日は令和2年8月25日となっておりますが、今回の議会（12月）に条例の一部改正を提出した理由は、建物の壁面にセンターの名称を彫り込みたいためです。議決後に名称を決めた上で、建物を3月に完成させたいということで、「佐伯市さいき学校給食センター」という名称、住所、対象校を条例の中に加えるものであります。センターの名称についてです

が、本センターの稼働時には先ほどの対象校の調理を行っていくわけですが、その後は他の施設の老朽化や食数の減少による施設の統廃合が想定されること、大規模災害時の食料面の拠点となることから、従来の名称は、剣崎、堅田など地名が使われていましたが本センターは地域名を使用せずに「さいき学校給食センター」としました。また、児童生徒に親しんでもらえるように「さいき」を平仮名にしました。説明は以上です。

教育長 佐伯市の学校給食は幼稚園、小学校、中学校の園児、児童、生徒が食べておりますが8つのセンターと3つの学校の計11の施設で調理されています。建設中のセンターは来年の4月には完工するのですが新しい施設のため、研修等を行い2学期から供用開始することになっております。

教育長 ご意見、ご質問はありませんか。

全委員 なし

教育長 それでは、次の深島集会所の指定管理者の指定の期間の変更について、担当から説明をお願いします。

社教課長 深島集会所の指定管理者の指定の期間の変更について、先ほどの佐伯市蒲江集会所条例の一部改正で審議していただきました条例の施行日は令和2年1月1日となっております。現在の指定期間の締結は平成30年3月15日付けで行っており、指定の期間は同年4月1日から平成35年3月31日までの5年間としておりました。本条例の施行に伴い、協定内容の変更ということで令和元年10月28日付けで変更協議書を深島区長へ提出しております。変更後の指定管理期間を平成30年4月1日から令和元年12月31日までとしております。その後、深島区長から変更承諾書が通知されました。深島集会所を無償譲渡することで市が管理する必要がなくなりますので、深島集会所の管理指定期間を変更するものであります。説明は以上です。

教育長 ご意見、ご質問はありませんか。

教育長 なければ、次の損害賠償事件の和解についてに進みます。担当から説明をお願いします。

教総課長 損害賠償事件の和解について、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。理由については、損害賠償事件について和解を行うためであります。事件名については、佐伯市蒲江大字野々河内浦565番地2付近の国道388号で発生した交通事故に係る損害賠償事件です。相手方については、佐伯市蒲江大字猪串浦876番地の伊東茂夫さんです。事件の概要は、平

成 30 年 11 月 20 日午後 4 時 25 分頃、佐伯市蒲江大字野々河内浦 565 番地 2 付近の国道 388 号において、市有スクールバス運行業務委託先運転手が業務上、市有スクールバスで猪串浦方面から葛原浦方面に向けて走行していたところ、進行方向左側の市道猪串森崎線から当該国道に右折して進入してきた相手方が所有する自動車と接触し、市有スクールバスの左側側部を損傷したものであります。事故の場所については、資料 25 ページをご覧ください。猪串トンネルからコンビニまでの間です。資料 26、27 ページをご覧ください。スクールバスがブルーの矢印方向に進んでおりまして、左側から軽トラックが一時停止をせずに出てきたため、バスも避けましたが、資料 27 ページのとおり、前輪の後ろ側から後方のバンパーまでを損傷したものであります。事故当時、子どもが 26 人乗車していましたがケガ等はありませんでした。和解の内容については、1 つ目が相手方が本市に対し、2,380,160 円を支払うというものであります。金額の内訳は、車両修理費が 649,159 円、代車費用が 1,731,001 円となっております。2 つ目は相手方及び本市は、今後いかなる事情が発生しても、本件に関し裁判上、裁判外を問わず一切の異議申立て、請求を行わないことを誓約するというものであります。事故発生から期間が経過しておりますがその理由は、バスの修理のための部品が受注生産のため修理に 2 か月かかりました。次にバスの修理期間中に大分バスから借りた代車費用の負担割合について、当初、相手方は保険からの支払いはできないとのことでした。市としてもそれでは困るので交渉をした結果、約 5 割を支払うとのことでした。しかし、事故（車両修理）の過失割合が 9 対 1 なのに代車費用は 5 割で示談するというにはならないので、最終的に弁護士による交渉（文書による通知）を行った結果、相手方から 9 割支払う旨の回答がありましたので、今回、和解の提案を行うものです。説明は以上です。

教育長 ご意見、ご質問はありませんか。

岩佐委員 2,380,160 円は 9 割分ですか。

教総課長 はい。

岩佐委員 1 割分は佐伯市の負担ですか。

教総課長 車両修理費は保険対応ですが、代車費用については保険対象外になりますので、市の予算を組みまして支払いをします。

岩佐委員 相手方は保険から出るのですか。

教総課長 そのようであります。

教育長 その他ご意見、ご質問はありませんか。

全委員 なし

教育長 それでは、最後に令和元年度一般会計補正予算（第3号）について、担当から説明をお願いします。

学教課長 =【学校教育課分】令和元年度一般会計補正予算（第3号）の概略を説明=

教育長 ただ今の説明について、何か質問等はありませんか。

全委員 なし

社教課長 =【社会教育課分】令和元年度一般会計補正予算（第3号）の概略を説明=

教育長 ただ今の説明について、何か質問等はありませんか。

全委員 なし

教育長 なければ議案第37号につきましては、提案のとおり承認してもよろしいですか。

各委員 （全委員から「はい」との同意あり）

教育長 提案のとおり承認されました。

議案第38号 佐伯市社会教育指導員規則の一部改正について

教育長 議案第38号佐伯市社会教育指導員規則の一部改正について、担当からお願いします。

社教課長 佐伯市社会教育指導員規則の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項の規定に基づき、教育委員会の承認を求めます。まず、社会教育指導員について、教育委員会に4名の嘱託員を配置しております。主な業務としましては、旧市内の高齢者教室の運営と社会教育事業の補助となっております。今回の改正については、6月7日の国会において、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の一部が6月14日に交付され、これまで成年被後見制度の利用者であることは、数多くの資格、職種、業務等の欠格事由とされておりましたが、それを見直すということで、改正地方公務員法が本年12月14日に施行となりますので施行日以降に行う受検等の欠格事項から成年被後見人又は被保佐人を削除することとなっております。資料の30ページをご覧ください。改正前の社会教育指導員規則

第3条（欠格条項）第1号の成年被後見人又は被保佐人を改正により削除しております。第2号は「禁錮」の錮のふりがなが必要なくなりましたので削除しております。説明は以上です。

教育長 ご意見、ご質問はありませんか。

教育長 なければ、提案のとおり承認してもよろしいですか。

各委員 （全委員から「はい」との同意あり）

教育長 提案のとおり承認されました。

教育長 以上で予定した議事を終了します。ありがとうございました。

報告事項等

- （1） いじめ不登校重大事態の発生と対応について
- （2） 次回教育委員会までの主要行事について

教育長 以上報告事項、その他に報告事項等ありませんか。

（確認：特になし）

特にないようですので、以上で本日の第11回佐伯市教育委員会を終了します。

終了16時42分